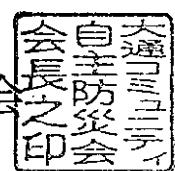


大通地区防災計画

《第1版》

大通コミュニティ自主防災会



平成 28 年 4 月 1 日作成

【改定履歴】

版	改定日	主な改定内容
第1版	平成28年4月1日	新規作成

目 次

第1 基本的な考え方

- 1 基本方針（目的）・・・・・・・・・・・・
- 2 計画の位置付け・・・・・・・・・・・・
- 3 活動指針と目標・・・・・・・・・・・・

第2 地区の特性

- 1 地域の特性・・・・・・・・・・・・
- 2 想定される災害・・・・・・・・・・・・

第3 防災活動の内容

- 1 防災活動の体制・・・・・・・・・・・・
- 2 平時の活動・・・・・・・・・・・・
- 3 発災直前の活動・・・・・・・・・・・・
- 4 災害時の活動・・・・・・・・・・・・
- 5 復旧・復興時の活動・・・・・・・・

第4 活動計画

- 1 年間活動計画・・・・・・・・・・・・
- 2 計画の見直し・・・・・・・・・・・・

第1 基本的な考え方

1 基本方針（目的）

大規模な災害が発生した場合、市や消防などの防災関係機関が十分に対応できない可能性があり、住民による「自助」と「共助」によって地域防災力を高めることが被害の最小化につながります。

この計画は、災害を地域の力で乗り越えるために、私たち地域が作成する計画です。また、計画に基づく訓練を実施し、地域の状況の変化等に併せ点検、検証を行い、いざという時に役立つ計画として見直しを図っていくものです。

2 計画の位置付け

（1）作成主体

大通コミュニティ自主防災会

（2）対象範囲

この計画の範囲は、「新潟市南区大通地区」とする。

ただし、範囲の境界における活動については、近隣地区と連携して活動する。

（3）地区防災計画の法的な位置付け

平成25年の「災害対策基本法」改正により、同法第42条第3項に基づき、一定の地区内の居住者が「地区防災計画」を定めることができるようになりました。

併せて、同法第42条の2に地区居住者は、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めることを提案することができる。ことも規定されました。

3 活動の指針と目標

（1）多様な視点を取り入れた活動

大通地区の自治会組織をはじめ大通コミュニティ協議会の各部会、連携団体などから、それぞれの視点に立った意見、要望を取り入れ総合的に活動できる計画を目指します。

（2）防災マップの充実

災害時に幅広い活用が図られる「災害マップ」にするため、既存のマップに危険箇所や被害を受けやすい地点や地域などを落とし込み、充実を図ります。

(3) 災害時要援護者への支援

災害時要援護者とは、災害時大きな被害を受けやすい高齢者、障がい者、子どもなど、災害時の情報把握や安全な場所への避難などに支援が必要とする人です。

こうした災害時要援護者を災害から守るため、地域全体で力を合わせて支援を行っていきます。

そのため、災害時要援護者の個別避難支援計画の作成率を年々向上させるよう進めています。

(4) 訓練を通じて関係機関との連携

避難所となる学校をはじめ関係機関等との意思の疎通、情報の共有化を図り災害時の連携がスムーズに行えるよう、年1回以上合同防災訓練を実施します。

(5) 防災マニュアルの作成

大通地区防災計画に基づき、大通コミュニティ自主防災会と各自治会の防災マニュアルの作成に努めています。

第2 地区の特性

1 地域の特性（南区大通小学校区）

- (1) 人口、建物、避難所等の施設、災害危険性の評価・・・・様式1のとおり
災害危険性の評価では、
ア 「地震・津波」の場合、地域の広い範囲に柔らかな地盤が分布するため、大きい地震の時には、強い揺れや液状化の可能性があります。
津波の浸水は、地区の北端や信濃川沿いのごく狭い範囲で想定されます。
イ 「水害・土砂」の場合、信濃川下流の洪水、中之口川の洪水及び鷺ノ木大通川・西大通川流域の洪水によって、地域の広い範囲で浸水の可能性があります。
- (2) 震度分布図・液状化しやすさ・・・・・・・・・・・・・・・・ 様式2のとおり
「液状化しやすさレベル」では、危険度3（可能性がある）の地域となっています。
- (3) 防災地図・・・・・・・・・・・・・・・・ 様式3のとおり

2 想定される災害

(1) 風水害（洪水・土砂災害）

様式5、様式6-1、6-2、6-3を参照にすると、当地域の標高は、「標高分布図」によればマイナス1メートルから1メートルの中に分布しております。
このため、信濃川下流が氾濫の場合、洪水で想定される浸水深では2メートルから5メートルに達することになっています。
中之口川が氾濫の場合、洪水で想定される浸水深では0.5メートルから2メートルに達することになっています。
鷺ノ木大通川・西大通川が氾濫の場合、同じく0.5メートル未満となっています。

(2) 地震災害

様式2の「震度分布図」を参照とすると、当地域は「長岡平野西縁断層帯」地震の場合、最大震度6強となっており、「新津断層」地震で震度6弱、「月岡断層」地震で震度5強の中に位置しています。

第3 防災活動の内容

1 防災活動の体制

大通地区の班編成は下記のとおりですが、災害の状況に応じて臨機応変に対応します。

なお、避難所の運営については、「避難所運営マニュアル」で定めた班編成に基づきます。

【班編成】

班名	平常時の役割	災害時の役割
総務班 (対策本部)	全体調整 各種関係機関との連携強化	全体調整 関係機関との連携、調整 被害・避難状況の全体把握
情報班	防災啓発・広報・防災マップの作成	気象情報や行政機関等からの情報収集・伝達
消防班	消防器具の整備・点検 消防機関との連携強化の取組	消火器・バケツリレーなどによる初期消火
救援・救護班	救出救護資器材の整備・点検	負傷者の救出・応急手当
避難誘導・ 福祉班	避難経路の点検 災害時要援護者の支援体制整備	住民の避難誘導 災害時要援護者の支援
給食・給水班	給食資器材や備蓄物資の整備・点検	炊き出し等の給食・給水活動 *避難所においては「避難所運営マニュアル」に基づく活動
防犯・安全班	危険個所の巡回・点検 警察との連絡体制の検討	危険個所の巡回 避難所や地域の防犯巡回活動

2 平時の活動

(1) 防災訓練

災害発生時、地域住民が「大通地区防災計画」に沿って適切な行動ができるよう、毎年訓練を実施します。

なお、訓練の実施後は訓練結果を検証し、次回訓練に反映するなど定期的に活動内容を見直します。

(2) 防災意識や知識の向上

市が実施する「さわやかトーク」の活用や防災士資格を取得するなど、地域住民の防災意識や知識を向上させ、災害に対応できる人材を育成します。

(3) 関係機関との連携

いざという時に関係機関と連携が取れるよう、総務班を中心に日ごろから関係機関と連絡を取り合い、共同で訓練を実施するなど連携強化に努めます。

(4) 防災資器材や備蓄物資（食糧・水・生活必需品等）の整備

既存のほか防災資器材や備蓄物資を必要に応じて購入するとともに、食糧・飲料水などの品質保持期限の確認や資器材の点検を行います。（防災資器材や備蓄物資の品目、数量、保管場所の確認）

なお、備蓄物資は自主防災会の備蓄だけではなく、地域住民各世帯で3日分以上の備蓄を推進します。

班 名	内 容	点 檢 時 期
各班（各自）	各班・各自で必要なものの確認・備蓄	防災訓練時
消火班	消防器具の整備・点検	防災訓練時
救出・救護班	救出・救護資器材の整備・点検	防災訓練時
給食・給水班	給食資器材や備蓄物資の整備・点検	防災訓練時

(5) 災害時要援護者への支援体制の整備

避難誘導・福祉班を中心に、災害時要援護者の支援体制を整備します。

班 名	内 容	時 期
避難誘導・福祉班	個別避難支援計画の作成	毎年6月期
	避難所生活の支援体制の構築	毎年6月期

3 発災直前の活動

(災害の要因となる自然現象の前兆から発災まで)

(1) 情報の収集・伝達・報告 ⇒ 共有

情報班を中心に、テレビ・ラジオ等により気象情報等を収集し、連絡網等により地域住民に伝達します。

なお、情報班以外の各班においても、可能な限り情報収集に努めます。

班 名	内 容	時 期
情報班	気象情報・行政機関等からの 情報収集・伝達	随 時
各 班	情報収集(可能な限り)・伝達・報告	随 時

(2) 状況把握(見回り・住民の所在確認等)

避難誘導・福祉班、防犯・安全班を中心として、住民の所在確認や危険個所の見回りを行います。

班 名	内 容	時 期
避難誘導・福祉班	災害時要援護者の所在確認(電話・訪問)	災害発生前まで
防犯・安全班	地域の危険箇所(道路冠水・倒木等)の見回り	災害発生前まで

(3) 避難判断・避難行動

総務班を中心として、気象状況、見回り結果を踏まえ地域住民を避難させるか判断することとなります。市が発表する避難情報(避難準備情報、避難勧告、避難指示)に基づき、避難を開始することになります。

班 名	内 容	時 期
総務班	避難判断の決定、避難所開設の準備	災害発生前まで
情報班	避難に関する情報の伝達	災害発生前まで
避難誘導・福祉班	地域住民(災害時要援護者を含む)の避難誘導	災害発生時まで
防犯・安全班	地域の危険箇所の見回り	災害発生時まで
上記以外	避難所開設の準備、各班の支援	災害発生時まで

4 災害時の活動

(1) 自身の安全確保

災害が発生した場合は、本計画に基づき防災活動を開始しますが、特に大規模地震においては、活動者自身が被災するおそれがあるため、まずは自身の安全の確保を行います。

(2) 情報の収集・共有・伝達

情報班を中心として、被害状況、行政からの連絡等を対策本部へ報告するとともに、各班で必要としている情報を共有・伝達します。

災害時は、噂やデマが流れることがあるので、惑わされないよう注意し、正確な情報の収集・伝達に努めます。

班名	内容	時期
情報班	情報収集・報告・共有・伝達	随時

(3) 出火防止・初期消火

消防班を中心として、消防団等と連携して出火防止及び初期消火を行います。

火の勢いがまだ弱い場合（家の2階まで火が達していない場合など）は、消火器、水バケツ等を使い初期消火を行います。

ただし、火の勢いが強く危険であると判断した場合は、速やかに現場を離れ、消防車の到着を待ち、消防職員の指示に従うこととします。

班名	内容	時期
消火班	出火防止・初期消火活動	初期消火が可能と判断されるまで

(4) 救出及び救護

救出・救護班を中心として、地域住民の救出活動及び応急措置を行います。

ア 救出後、意識を確認し、意識があり自分で動ける程度の軽症であれば、班員付添いのもと、市の開設する救護所などに向かいます。

イ 意識はあるが、骨折などにより自分で動けない場合は、応急措置をした後に担架・車いす等により救護所などへ搬送します。

ウ 意識がない場合には、心肺蘇生措置を行います。

エ 人員及び保有資器材を勘案した結果、救出が困難だと判断した場合には、消防職員の到着を待ち、指示に従います。

オ 医師による治療が必要な場合や重症患者は、救護所や病院へ搬送します。

なお、活動を行うに当たっては、二次災害に十分な配慮を行い、危険が伴わない範囲で行います。

班名	内容	時期
救出・救護班	救出活動及び応急措置	隨時

(5) 避難誘導・避難支援

避難誘導・福祉班を中心として、地域住民や災害時要援護者を指定避難所へ避難誘導及び避難支援を行います。

ア 避難誘導に当たっては、防犯・安全班をはじめとした各班の情報を基に、一番安全と思われる避難経路で避難します。

イ 避難の際は、頭部を保護するよう指示し、ロック塀や自動販売機等の転倒物及びガラスや看板などの落下物に注意して避難させます。

エ 災害時要援護者の避難については、あらかじめ定めている個別避難支援計画に基づき、行動します。

班名	内容	時期
情報班	情報収集・伝達	避難が完了するまで
避難誘導・福祉班	避難経路の確保及び避難誘導、避難支援	避難が涵養するまで
防犯・安全班	危険個所の見回り及び避難経路の確保	避難が完了するまで
福祉班	避難行動要支援者に対する避難支援	避難が完了するまで

(6) 物資の仕分け・炊き出し

給食・給水班を中心として、物資（水・食糧・生活必需品）の仕分け、炊き出しを行います。

女性用品など配布に一定の配慮が必要なものは、女性から配布します。

なお、避難所においては、避難所運営マニュアルに基づいて活動します。

班名	内容	時期
給食・給水班	物資の仕分け・炊き出し	被害状況が落ち着くまで

(7) 避難所の運営、在宅避難者への支援

避難所の運営については、避難所運営マニュアルに基づいて活動します。

5 復旧・復興期の活動

平常時から復旧・復興期までのいずれの段階においても、消防団、各種地域団体、ボランティア等と連携して活動します。

団体名	連携内容
新潟市消防団南方面隊根岸分団 〃 〃 鶴巻分団	初期消火活動、救出救護活動、避難誘導など
大通民児会（民生児童委員）	被害者の心の相談など
大通保健会	
大通食生活改善推進員	
大通小P.T.A	
白根北中P.T.A	
老人会・大通健友会 ・大通西萌ぎの会 ・ヒマワリ会 ・いきいきサクラ会	炊き出し、避難所の運営補助など

第4 活動計画

1 年間活動計画

「大通地区防災計画」の実行性を高めるため、平常時から定期的に会合や防災訓練を実施し、定期的に見直しをします。

時 期	活 動 内 容
5月	防災会員の研修
6月	行政と地域との意見交換、情報交換
7月	大通地区総合防災訓練
9~11月	自治会防災訓練

課題を解決するために今後順次行うこと

優先順位	活 動 内 容	目 標 時 期
1	班単位で、支援が必要な人を把握し、支援体制を整える	29~30年度
2	地域の一時避難所との協定を再確認する	29~30年度
3	自治会のマニュアルを作成する	29~30年度
4	防災資器材の再配置・増設を検討する	29~30年度

2 計画の見直し

「大通地区防災計画」は、防災訓練の実施結果を検証し、地域情勢の変化などを踏まえて、定期的に計画の見直しを行います。